

# 兵庫県公報

令和5年3月10日 金曜日 第394号

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

告 示	ページ
○平成20年兵庫県告示第1134号（県行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例に規定する基本的な計画）の一部改正（計画課）	2
○液化石油ガス販売事業者の認定（消防保安課）	2
○令和6年度兵庫県立総合衛生学院介護福祉学科の入学試験の実施（高齢政策課）	2
○保安林の指定（治山課）	4
○同上（同）	4
○同上（同）	4
○同上（同）	5
○同上（同）	5
○同上（同）	6
○同上（同）	6
○同上（同）	6
○同上（同）	7
○瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置許可申請の概要（水大気課）	7
○公共測量を実施する旨の通知（契約管理課）	20
○同上（同）	20
○公共測量が終了した旨の通知（同）	20
○同上（同）	20
○同上（同）	21
○同上（同）	21
○同上（同）	21
○同上（同）	21
○同上（同）	21
○同上（同）	22
○同上（同）	22
○東播都市計画道路事業の事業計画の変更認可（道路街路課）	22
○急傾斜地崩壊危険区域の指定（砂防課）	23
○宅地建物取引業法に基づく行政処分（建築指導課）	23
○昭和39年兵庫県告示第332号の15（収入証紙売りさばき人の名称等）の一部改正（会計課）	23
○道路の指定（中播磨県民センター）	24
○総合治水条例に基づく指定貯水施設の指定（但馬県民局）	24
<b>公 告</b>	
○軽油引取税に係る免税軽油使用者証の無効公告（税務課）	24
<b>病院局公告</b>	
○随意契約の相手方等の公示	25
○同上	25
<b>公安委員会規則</b>	
○兵庫県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則	26

## 公布された法令のあらまし

### ◎兵庫県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則（公安委員会規則第1号）

サイバーセキュリティ対策及び捜査支援をより一層強力に推進するとともに、効率的な組織運営を図るため、兵庫県警察の組織について所要の整備を行うこととした。

告 示

兵庫県告示第269号

平成20年兵庫県告示第1134号（県行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例に規定する基本的な計画）の一部を次のように改正し、令和5年3月10日から施行する。

令和5年3月10日

兵庫県知事 齋藤元彦

	「兵庫県環境基本計画 ひょうご教育創造プラン ひょうご農林水産ビジョン 兵庫県健康づくり推進プラン 兵庫県スポーツ推進計画		「兵庫県環境基本計画 ひょうご教育創造プラン ひょうご農林水産ビジョン 兵庫県健康づくり推進プラン 兵庫県スポーツ推進計画
本文中	まちづくり基本方針	を	まちづくり基本方針
	ひょうご経済・雇用活性化プラン ひょうご社会基盤整備基本計画 芸術文化振興ビジョン ひょうご子ども・子育て未来プラン 兵庫県男女共同参画計画 ひょうご多文化共生社会推進指針 兵庫県住生活基本計画 兵庫県国土利用計画 兵庫2030年の展望」		に改める。 ひょうご経済・雇用戦略 ひょうご社会基盤整備基本計画 芸術文化振興ビジョン ひょうご子ども・子育て未来プラン 兵庫県男女共同参画計画 ひょうご多文化共生社会推進指針 兵庫県住生活基本計画 兵庫県国土利用計画 兵庫2030年の展望」

兵庫県告示第270号

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）第35条の6第1項の規定により、次のとおり液化石油ガス販売事業者を認定した。

令和5年3月10日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 氏名又は名称、住所及び法人にあっては、その代表者の氏名  
畑休燃料株式会社  
丹波篠山市東新町81番地  
畑 貴之
- 2 認定年月日及び認定番号  
令和5年2月27日  
第52号

兵庫県告示第271号

兵庫県立総合衛生学院学則（昭和46年兵庫県規則第76号）第12条第2項の規定により、令和6年度兵庫県立総合衛生学院介護福祉学科入学試験を次のとおり実施する。

令和5年3月10日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 試験期日、試験科目等

募集人員	修業年限	受験資格	試験期日	試験科目
推薦 20人程度	2年	次の全てに該当する人 1 県内の高等学校又は中等教育学校を令和6年3月卒業見込みで当該学校長が推薦した人及び県内の専修学校高等課程を令和6年3月卒業見込みの人のうち技能連携制度により高等学校卒業資格が付与される見込みで当該学校長が推薦した人 2 調査書の評定平均値が3.0以上の人 3 合格した場合、必ず本学院に入学する人	令和5年10月26日(木) 午前10時30分から	1 小論文 2 面接
一般 (第1回) 10人程度	2年	学校教育法(昭和22年法律第26号)第90条第1項の規定にあてはまる人(本学院入学時においてあてはまる見込みの人を含む。)	令和5年11月25日(土) 午前10時30分から	1 小論文 2 面接
一般 (第2回) 10人程度	2年	学校教育法第90条第1項の規定にあてはまる人(本学院入学時においてあてはまる見込みの人を含む。)	令和6年1月21日(日) 午前10時30分から	1 小論文 2 面接
一般 (第3回) 若干名	2年	学校教育法第90条第1項の規定にあてはまる人(本学院入学時においてあてはまる見込みの人を含む。)	令和6年3月16日(土) 午前10時30分から	1 小論文 2 面接

2 試験場所

神戸市中央区中山手通7丁目28番33号 兵庫県立総合衛生学院介護福祉学科(中山手分校)

3 受験手続

(1) 提出書類

入学願書(兵庫県立総合衛生学院介護福祉学科において、令和5年4月28日(金)から令和6年3月7日(木)まで配布する。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。)に、下記(4)の受験料(普通為替)を添えて、簡易書留で郵送すること。

(2) 提出期間(いずれも、提出期間最終日までの消印のあるものに限り受け付ける。)

区分	提出期間
推薦	令和5年10月2日(月)から同月12日(木)まで
一般(第1回)	令和5年10月27日(金)から同年11月16日(木)まで
一般(第2回)	令和5年12月15日(金)から令和6年1月11日(木)まで
一般(第3回)	令和6年2月9日(金)から同年3月7日(木)まで

(3) 提出先

〒650-0004 神戸市中央区中山手通7丁目28番33号 兵庫県立総合衛生学院介護福祉学科(中山手分校)

(4) 受験料

18,000円(普通為替)

4 受験についての問合せ先

兵庫県立総合衛生学院介護福祉学科（中山手分校）  
電話（078）361-4001



**兵庫県告示第272号**

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和5年3月10日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 保安林の所在場所  
豊岡市竹野町椒字モグラ谷67の1
- 2 指定の目的  
水源の<sup>かん</sup>涵養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法  
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。  
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農林水産部治山課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）



**兵庫県告示第273号**

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和5年3月10日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 保安林の所在場所  
豊岡市竹野町椒字集田1013、1014、字黒谷1023から1028まで、1030、1033、1035、1036、1037の2
- 2 指定の目的  
水源の<sup>かん</sup>涵養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法  
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。  
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農林水産部治山課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）



**兵庫県告示第274号**

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和5年3月10日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 保安林の所在場所  
美方郡香美町村岡区山田字打越791の9、791の11、字小城1006の1、1006の3、1013、1028、1053の2、1055の1、1055の5、1055の6、1055の10、1078の1、1078の6、1078の11、1078の13、1078の17、字大平

1107の2、1107の11

2 指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農林水産部治山課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。)



**兵庫県告示第275号**

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和5年3月10日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 保安林の所在場所

美方郡香美町香住区小原字横地1230の10

2 指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農林水産部治山課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。)



**兵庫県告示第276号**

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和5年3月10日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 保安林の所在場所

美方郡香美町香住区余部字カガン谷2195の2

2 指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農林水産部治山課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所

及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。)



#### 兵庫県告示第277号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和5年3月10日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 保安林の所在場所  
美方郡香美町香住区土生字奥山337の2、337の3、香住区畑字若山841の4から841の6まで、841の8、841の10から841の13まで
- 2 指定の目的  
水源の涵養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法  
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。  
〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を兵庫県農林水産部治山課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。)



#### 兵庫県告示第278号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和5年3月10日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 保安林の所在場所  
美方郡新温泉町境字ニゴリブチ81の1、81の4、82、字ウスン谷114、114の1
- 2 指定の目的  
水源の涵養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法  
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。  
〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を兵庫県農林水産部治山課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡新温泉町役場に備え置いて縦覧に供する。)



#### 兵庫県告示第279号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和5年3月10日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 保安林の所在場所  
美方郡香美町香住区九斗字千谷1、字大ベライ2の1、字フヅ>26、字ミロクジ181、187の1、字九斗谷242の1、242の2、字小野谷358の1
- 2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農林水産部治山課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第280号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和5年3月10日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 保安林の所在場所

美方郡香美町香住区丹生地字タキビ299、字コモン谷300、322、332の1、字コボレ340

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農林水産部治山課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第281号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定により許可申請があった特定施設の設置の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和5年3月10日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 申請の概要

(1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名

住友電気工業株式会社伊丹製作所

伊丹市昆陽北1丁目1番1号

所長 風隼武博

(2) 工場又は事業場の名称及び所在地

住友電気工業株式会社伊丹製作所

伊丹市昆陽北1丁目1番1号

(3) 特定施設に関する事項

種	類	63号ホ 廃ガス洗浄施設 (No. 1)	
能	力	25m <sup>3</sup> /分	
工 事 着 手 予 定 年 月 日		許可後	
工 事 完 成 予 定 年 月 日		着手後30日	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		完成後	
使 用 時 間 の 間 隔 及 び 1 日 当 た り の 使 用 時 間		24時間連続	
使 用 時 間 の 季 節 的 変 動 の 概 要		なし	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値	区 分	通 常	最 大
	水素イオン濃度 (水素指数)	0~8	0~8
	生物化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	1以下	1
	化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	1以下	1
	浮遊物質 (単位 mg/L)	1以下	1
	窒素含有量 (単位 mg/L)	350以下	350
	リン含有量 (単位 mg/L)	400以下	400
	鉛及びその化合物 (単位 mg/L)	—	—
	六価クロム化合物 (単位 mg/L)	—	—
	砒素及びその化合物 (単位 mg/L)	—	—
	ほう素及びその化合物 (単位 mg/L)	—	—
	ふつ素及びその化合物 (単位 mg/L)	—	—
	銅含有量 (単位 mg/L)	—	—
	亜鉛含有量 (単位 mg/L)	1,800以下	1,800
	溶解性鉄含有量 (単位 mg/L)	—	—
	溶解性マンガン含有量 (単位 mg/L)	—	—
	クロム含有量 (単位 mg/L)	—	—
	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (単位 mg/L)	2以下	2
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (単位 mg/L)	—	—	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の量 (単位 m <sup>3</sup> /日)	0	0.35	



63号ホ 廃ガス洗淨施設 (No. 2)		63号ホ 廃ガス洗淨施設 (No. 3)		63号ホ 廃ガス洗淨施設 (No. 4)		63号ホ 廃ガス洗淨施設 (No. 5)	
100m <sup>3</sup> /分		同 左		33m <sup>3</sup> /分		50m <sup>3</sup> /分	
同 左		同 左		既 設		同 左	
着手後7日		同 左		既 設		同 左	
同 左		同 左		許可後		同 左	
同 左		同 左		8時30分～20時30分 12時間		24時間連続	
同 左		同 左		同 左		同 左	
通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大
10～11	10～11	3～5	3～5	1～9	1～9	2.5～7	2.5～9
10以下	10	10以下	10	1,000以下	1,000	10以下	10
20以下	20	20以下	20	1,000以下	1,000	20以下	20
30以下	30	30以下	30	100以下	100	10以下	10
—	—	—	—	3以下	3	10以下	15
—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	1以下	1	—	—
—	—	—	—	1以下	1	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	1以下	1	—	—
—	—	—	—	3以下	3	5以下	5
—	—	—	—	1以下	1	—	—
—	—	—	—	1以下	1	0.1以下	0.5
—	—	—	—	1以下	1	—	—
—	—	—	—	1以下	1	—	—
—	—	—	—	1以下	1	10以下	15
—	—	—	—	3以下	3	10以下	15
—	—	—	—	5以下	5	3以下	3
0.88	2.2	0.88	2.2	0	0.11	0	2.88

65号 酸又はアルカリによる表面処理施設 (No. 1)		65号 酸又はアルカリによる表面処理施設 (No. 2)		65号 酸又はアルカリによる表面処理施設 (No. 3)		65号 酸又はアルカリによる表面処理施設 (No. 4)	
5 t/日		48kg/日		1,000枚/日		同 左	
許可後		同 左		同 左		同 左	
着手後30日		着手後7日		同 左		同 左	
完成後		同 左		同 左		同 左	
同 左		同 左		同 左		同 左	
同 左		同 左		同 左		同 左	
通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大
0～3	0～3	2～7	2～7	5～11	5～11	7～14	7～14
1以下	1	10以下	10	100以下	100	100以下	100
1以下	1	10以下	10	100以下	100	100以下	100
1以下	1	15以下	15	150以下	150	150以下	150
350以下	350	—	—	—	—	—	—
400以下	400	30以下	30	520以下	520	10以下	10
—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	2,700以下	2,700	—	—	—	—
—	—	34以下	34	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	10以下	10	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—
1800以下	1800	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—
2以下	2	—	—	—	—	1以下	1
—	—	—	—	—	—	—	—
0	3	0	0.01	0.29	0.73	0.37	0.93

65号 酸又はアルカリによる表面処理施設 (No. 5)		65号 酸又はアルカリによる表面処理施設 (No. 6)		65号 酸又はアルカリによる表面処理施設 (No. 7、8)		65号 酸又はアルカリによる表面処理施設 (No. 9)	
同 左		100枚/日		1,200枚/日		同 左	
同 左		既 設		同 左		同 左	
同 左		既 設		同 左		同 左	
同 左		許可後		同 左		同 左	
同 左		同 左		同 左		同 左	
同 左		同 左		同 左		同 左	
通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大
0.5~7	0.5~7	9~14	9~14	9~14	9~14	9~10	9~10
100以下	100	100以下	100	10以下	10	100以下	100
100以下	100	100以下	100	10以下	10	160以下	160
150以下	150	150以下	150	50以下	50	130以下	130
—	—	—	—	—	—	—	—
40以下	40	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—
1.09	2.73	0	0.01	0/基	0.05/基	0	0.1

65号 酸又はアルカリによる表面処理施設 (No. 10)		65号 酸又はアルカリによる表面処理施設 (No. 11)		65号 酸又はアルカリによる表面処理施設 (No. 12)		65号 酸又はアルカリによる表面処理施設 (No. 13)	
同 左		48kg/日		1,750kg/日		3,000kg/日	
同 左		同 左		同 左		同 左	
同 左		同 左		同 左		同 左	
同 左		同 左		同 左		同 左	
同 左		同 左		同 左		同 左	
同 左		同 左		同 左		同 左	
通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大
9～14	9～14	7～10	7～10	8～9	8～10	8～9	8～10
10以下	10	100以下	100	20,000以下	20,000	15,000以下	15,000
10以下	10	100以下	100	18,000以下	18,000	13,000以下	13,000
50以下	50	150以下	150	470以下	470	70以下	70
—	—	—	—	2,100以下	2,100	5,500以下	5,500
—	—	50以下	50	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	1以下	1	3,500以下	3,500	4,500以下	4,500
0	0.05	0	0.01	0	0.95	0	1



65号 酸又はアルカリによる表面処理施設 (No. 19)		65号 酸又はアルカリによる表面処理施設 (No. 20)		65号 酸又はアルカリによる表面処理施設 (No. 21)		65号 酸又はアルカリによる表面処理施設 (No. 22)	
同 左		5,750kg/日		3,500kg/日		500kg/日	
同 左		同 左		同 左		同 左	
同 左		同 左		同 左		同 左	
同 左		同 左		同 左		同 左	
同 左		同 左		同 左		同 左	
同 左		同 左		同 左		同 左	
通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大
8～9	8～10	8～9	8～10	8～9	8～10	8～9	8～10
1,900以下	1,900	15,000以下	15,000	15,000以下	15,000	15,000以下	15,000
2,000以下	2,000	13,000以下	13,000	13,000以下	13,000	13,000以下	13,000
6以下	6	70以下	70	70以下	70	70以下	70
510以下	510	5,500以下	5,500	5,500以下	5,500	5,500以下	5,500
2.6以下	2.6	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—
16以下	16	4,500以下	4,500	4,500以下	4,500	4,500以下	4,500
0	0.08	0	0.7	0	0.21	0	0.07



65号 酸又はアルカリによる表面処理施設 (No. 28)		65号 酸又はアルカリによる表面処理施設 (No. 29)		65号 酸又はアルカリによる表面処理施設 (No. 30)		65号 酸又はアルカリによる表面処理施設 (No. 31)	
224kg/日		同 左		1,500kg/日		3,000kg/日	
同 左		同 左		同 左		同 左	
同 左		同 左		同 左		同 左	
同 左		同 左		同 左		同 左	
同 左		同 左		同 左		同 左	
同 左		同 左		同 左		同 左	
通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大
9～10	9～12	8～9	8～10	8～9	8～10	8～9	8～10
2,300以下	2,300	1,900以下	1,900	15,000以下	15,000	15,000以下	15,000
1,700以下	1,700	2,000以下	2,000	13,000以下	13,000	13,000以下	13,000
90以下	90	90以下	90	70以下	70	70以下	70
570以下	570	510以下	510	5,500以下	5,500	5,500以下	5,500
—	—	2.6以下	2.6	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—
2,800以下	2,800	1,100以下	1,100	4,500以下	4,500	4,500以下	4,500
0	0.08	0	0.08	0	0.21	0	0.21



65号 酸又はアルカリによる表面処理施設 (No. 32)		65号 酸又はアルカリによる表面処理施設 (No. 33)		65号 酸又はアルカリによる表面処理施設 (No. 34、35)		66号 電気めつき施設 (No. 1)	
5,000kg/日		同 左		750kg/日		15kg/日	
同 左		同 左		同 左		許可後	
同 左		同 左		同 左		着手後10日	
同 左		同 左		同 左		完成後	
同 左		同 左		同 左		同 左	
同 左		同 左		同 左		同 左	
通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大
8～9	8～10	8～9	8～10	8～9	8～10	2～5	1～5
15,000以下	15,000	15,000以下	15,000	15,000以下	15,000	1以下	1
13,000以下	13,000	13,000以下	13,000	13,000以下	13,000	1以下	1
70以下	70	70以下	70	70以下	70	1以下	1
5,500以下	5,500	5,500以下	5,500	5,500以下	5,500	—	—
—	—	—	—	—	—	35,000以下	35,000
—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	63,000以下	63,000
—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—
4,500以下	4,500	4,500以下	4,500	4,500以下	4,500	—	—
0	0.55	0	0.53	0/基	0.15/基	0	0.5

66号 電気めつき施設 (No. 2)		66号 電気めつき施設 (No. 3)		71号の2イ 洗浄施設 (No. 1)		71号の2イ 洗浄施設 (No. 2)	
10kg/日		4 t/日		3 サイクル/日		0.44m <sup>3</sup> /日	
同 左		既 設		同 左		同 左	
着手後20日		既 設		同 左		同 左	
同 左		許可後		同 左		同 左	
同 左		同 左		8 時30分～20時30分 12時間		同 左	
同 左		同 左		同 左		同 左	
通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大
0～14	0～14	2.5～7	2.5～9	6.5～7.1	6.5～7.1	6.5～7.1	6.5～7.1
22,500以下	22,500	10以下	10	10以下	10	10以下	10
22,500以下	22,500	20以下	20	10以下	10	10以下	10
10以下	10	10以下	10	10以下	10	10以下	10
2,000以下	2,000	10以下	15	—	—	—	—
100,000以下	100,000	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	5以下	5	—	—	—	—
40,000以下	40,000	—	—	—	—	—	—
40,000以下	40,000	0.1以下	0.5	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	10以下	15	—	—	—	—
—	—	10以下	15	—	—	—	—
2以下	2	3以下	3	2以下	2	2以下	2
0	0.03	24	28.12	0.03	0.09	0.11	0.44



(備考) 汚水等は、外部委託処理又は公共下水道へ放流するため、排出水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量に増減はない。

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 令和5年3月10日から同月31日まで
- (2) 場所 兵庫県環境部水大気課及び伊丹市総合政策部グリーン戦略室



**兵庫県告示第282号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、西宮市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和5年3月10日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 作業種類  
公共測量（4級基準点の復旧測量（再設））
- 2 作業期間  
令和5年1月27日から同年3月31日まで
- 3 作業地域  
西宮市下大市東町地内



**兵庫県告示第283号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、加東市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和5年3月10日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 作業種類  
公共測量（道路台帳修正）
- 2 作業期間  
令和5年1月27日から同年3月24日まで
- 3 作業地域  
加東市全域



**兵庫県告示第284号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、農林水産省近畿農政局東条川二期農業水利事業所長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和5年3月10日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 作業種類  
公共測量（3級基準点測量及び4級基準点測量）
- 2 作業期間  
令和4年6月15日から同年8月30日まで
- 3 作業地域  
加東市上三草地内



**兵庫県告示第285号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、兵庫県知事から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和5年3月10日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 作業種類  
公共測量（3級基準点測量）
- 2 作業期間  
令和3年12月20日から令和5年1月11日まで
- 3 作業地域  
西脇市中畑町及び住吉町地内



**兵庫県告示第286号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、兵庫県知事から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和5年3月10日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 作業種類  
公共測量（用地実測図原図作成及び用地平面図作成）
- 2 作業期間  
令和4年3月1日から令和5年1月16日まで
- 3 作業地域  
朝来市生野町円山地内



**兵庫県告示第287号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、兵庫県知事から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和5年3月10日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 作業種類  
公共測量（用地実測図原図作成及び用地平面図作成）
- 2 作業期間  
令和3年10月26日から令和5年1月17日まで
- 3 作業地域  
朝来市佐囊地内



**兵庫県告示第288号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、兵庫県知事から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和5年3月10日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 作業種類  
公共測量（用地実測図原図作成及び用地平面図作成）
- 2 作業期間  
令和3年11月8日から令和5年1月24日まで
- 3 作業地域  
朝来市生野町口銀谷地内



**兵庫県告示第289号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、兵庫県知事から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和5年3月10日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 作業種類  
公共測量（用地実測図原図作成及び用地平面図作成）
- 2 作業期間  
令和3年11月30日から令和5年1月24日まで
- 3 作業地域  
朝来市和田山町栄町地内



**兵庫県告示第290号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、兵庫県知事から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和5年3月10日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 作業種類  
公共測量（用地実測図作成及び用地平面図作成）
- 2 作業期間  
令和3年11月1日から令和5年1月25日まで
- 3 作業地域  
朝来市和田山町竹ノ内地内



**兵庫県告示第291号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、西宮市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和5年3月10日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 作業種類  
公共測量（街区多角点の復旧測量（再設））
- 2 作業期間  
令和4年11月24日から同年12月22日まで
- 3 作業地域  
西宮市鳴尾浜一丁目及び二丁目地内



**兵庫県告示第292号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項の規定において準用する同法62条第1項の規定により、東播都市計画道路事業の事業計画の変更の認可の告示（令和5年近畿地方整備局告示第20号）があったので、同法第66条の規定により、次のとおり公告する。

令和5年3月10日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 都市計画事業の種類及び名称  
東播都市計画道路事業  
3.4.8号 朝霧二見線及び3.3.101号 江井ヶ島松陰新田線
- 2 施行者の名称  
兵庫県
- 3 事務所の所在地  
神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
変更なし
  - (2) 使用の部分

なし

兵庫県告示第293号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定する。

なお、その関係図面は、但馬県民局養父土木事務所及び養父市役所に備え置いて縦覧に供する。

令和5年3月10日

兵庫県知事 齋藤元彦

指定区域

区域名	市郡名	区町名	町大字名	小字名	地番
餅耕地	養父市		餅耕地	ヒナタ サゲノ ダシ 大上グン	18番1の一部、18番3の一部、18願5の一部 103番、104番の一部、105番の一部 128番、129番2、 143番、144番2、145番、147番から154番まで、155番1から155番5まで、156番、157番の一部、143番から145番に至る地先の道路敷、147番地先の道路敷、152番から153番に至る地先の道路敷、157番地先の道路敷の一部

兵庫県告示第294号

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第66条第1項第3号の規定により、次のとおり処分した旨神戸県民センター長から報告があった。

令和5年3月10日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 被処分者

商号又は名称 株式会社新井興産  
 代表者氏名 新井理愛  
 事務所所在地 神戸市東灘区深江浜町76番地205号  
 免許証番号 兵庫県知事（1）第12272号  
 免許年月日 令和3年3月24日

2 処分の内容

免許の取消し

兵庫県告示第295号

昭和39年兵庫県告示第332号の15（収入証紙売りさばき人の名称等）の一部を次のように改正し、令和5年2月10日から適用する。

令和5年3月10日

兵庫県知事 齋藤元彦

表一般社団法人 兵庫県食品衛生協会の項中

	福崎食品衛生協会 揖龍佐用食品衛生協会佐用出張所	神崎郡福崎町西田原 佐用郡佐用町佐用	
--	-----------------------------	-----------------------	--

を  
「

福崎食品衛生協会

神崎郡福崎町西田原

」

に改める。



**兵庫県告示第296号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号の規定により、次のとおり道路を指定した。  
その関係図書は、中播磨県民センター姫路土木事務所まちづくり建築第2課において縦覧に供する。  
令和5年3月10日

兵庫県知事 齋藤元彦

指定番号	指定年月日 (令和年月日)	位置	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
第R04中播予定 0001号	5.2.27	たつの市揖保川町黍田字四町田55番8、 55番9、56番7、56番13、56番15、 56番15地先水路 同市揖保川町黍田字片又60番6、60番7、61 番6、61番7、62番5、73番4の一部、74番 3の一部 同市揖保川町山津屋字早瀬125番7、 126番1、126番5、127番12から127番14、 同市揖保川町山津屋字平田156番4、 157番3、157番3地先水路	16.0~18.0	316.0



**兵庫県告示第297号**

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第27条第1項の規定により、指定貯水施設を次のとおり指定する。  
令和5年3月10日

兵庫県但馬県民局長 登日幸治

- 指定する貯水施設の所在地  
朝来市山東町越田字尾花495番
- 指定する貯水施設の管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

名称	住所
泉池水利組合	朝来市山東町大月141

- 指定する理由  
朝来市山東町越田地域内円山川流域における流域対策として、特に必要があると認められるため。

**公 告**

**軽油引取税に係る免税軽油使用者証の無効公告**

次に掲げる免税軽油使用者証は、紛失の日から無効とする。  
令和5年3月10日

兵庫県知事 齋藤元彦

免税軽油使用者証



業種	記号・番号	有効期限	使用者の住所	交付県民局、 県民センター	紛失年月日
船舶	A304572	令和6年2月13日	洲本市	淡路県民局	令和4年4月30日

病 院 局 公 告

随意契約の相手方等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。  
令和5年3月10日

兵庫県病院事業 契約担当者  
兵庫県病院事業管理者 杉村和朗

- 1 契約に係る物品等の名称及び数量  
生体情報モニタリングシステム 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課又は県立病院等の名称及び所在地  
兵庫県立こども病院 神戸市中央区港島南町1-6-7
- 3 契約の相手方を決定した日  
令和5年1月17日
- 4 契約の相手方の名称及び住所  
宮野医療器株式会社 神戸市中央区楠町5-4-8
- 5 契約金額  
70,175,600円
- 6 納入場所  
兵庫県立こども病院 神戸市中央区港島南町1-6-7
- 7 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 8 入札公告をした日  
令和4年11月15日
- 9 随意契約をした理由  
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第8号による



随意契約の相手方等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。  
令和5年3月10日

兵庫県病院事業 契約担当者  
兵庫県病院事業管理者 杉村和朗

- 1 契約に係る物品等の名称及び数量  
セントラルモニタ 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課又は県立病院等の名称及び所在地  
兵庫県立こども病院 神戸市中央区港島南町1-6-7
- 3 契約の相手方を決定した日  
令和5年1月17日
- 4 契約の相手方の名称及び住所  
株式会社MMコーポレーション 東京都文京区本郷3-4-6
- 5 契約金額  
44,000,000
- 6 納入場所  
兵庫県立こども病院 神戸市中央区港島南町1-6-7
- 7 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 8 入札公告をした日

令和4年11月15日

9 随意契約をした理由

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第8号による

## 公安委員会規則

兵庫県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月10日

兵庫県公安委員会

委員長 小 西 新右衛門

### 兵庫県公安委員会規則第1号

#### 兵庫県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

兵庫県警察の組織に関する規則（昭和52年兵庫県公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。  
第7条第1号中「電子計算組織業務」を「情報システム」に、同条第2号及び第3号中「電子計算組織」を「情報システム」に、同条第5号中「情報技術」を「情報通信技術」に改める。

第24条中「6課」を「5課」に、「少年課」を「少年課」に改める。  
サイバー犯罪対策課

第28条の2を削り、第28条の3を第28条の2とする。

第44条第3号を削る。

第46条の3第1項及び第2項中「C S I Sセンター」を「サイバーセンター」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 サイバーセンターに、次の2課を置く。

サイバー企画課

サイバー捜査課

第46条の3の次に次の2条を加える。

（サイバー企画課）

第46条の4 サイバー企画課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) サイバーセキュリティ対策に係る総合企画及び調整に関すること。
- (2) 犯罪の取締りのための画像の収集及び解析に係る支援の運用に関すること。
- (3) サイバー関係事案に係る犯罪の取締りのための資機材の整備及び運用並びに研究に関すること。
- (4) サイバーセンターの事務の調整に関すること。
- (5) サイバーセンター内の庶務に関すること。

（サイバー捜査課）

第46条の5 サイバー捜査課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) サイバー関係事案に係る犯罪の捜査支援に関すること。
- (2) 犯罪の取締りのための電磁的記録の解析技術に係る支援に関すること。

第53条の3中「C S I Sセンター」を「サイバーセンター」に改める。

第53条の4第1項中「C S I Sセンター」を「サイバーセンター」に、「置く」を「置くことができる」に改め、同条第2項中「C S I Sセンターの事務を処理し、所属の」を「サイバーセンターの事務のうち重要事項に係るものを総括整理し、担当事務を処理する」に改める。

第55条中「警察本部の各所属」の右に「（サイバーセンターの各所属を含む。）」を加える。

附 則

この規則は、令和5年3月24日から施行する。